

か

外国人の免許手続が変わります



しけん う
[試験を受ける]

2025. 10. 1~

外国人の方が運転免許試験を受けるときは、住民票
(国籍、在留資格、在留者の区分、在留期間、在留期間
終了の日、在留カード番号が書いてあるもの)を職員
に出してください。

みほん
【見本】

ざいりゅうしかく ^か
在留資格などが書いてあるもの

[illegible]

※マイナ^{めんきょしょう}免許証^だを出した^{ばあい}場合

は、^{じゅうみんひょう}住民票^だを出す^{ひつよう}必要^{ひつよう}はあり
ません。

こうしん じゅうしょへんこう ないよう か
[更新、住所変更など内容を変える]

外国人の方が運転免許証更新や住所変更などをする
ときは、在留カードなどを職員に見せてください。

(マイナ免許証を見せた場合は、在留カードなどを見せる必要はありません。)

つぎ ^{ひつよう} 次のどれかが必要です。 (^{がいこうかんと}外交官等 ^{ひと}の人は ^{べつ}別に ^き決まりがあります)

- ざいりゅう
① 在留カード
- とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ
② 特別永住者証明書
- ざいりゅうきかんと きさい じゅうみんひょう
③ 在留期間等を記載した住民票

日本国政府 NIPPON KOKU SEI		在留カード ZAIJU KADU		番号 NO.	AB123456789C1
氏名 NAME TURNER ELIZABETH					
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日	性別 SEX	女	国籍 NATIONALITY	米国 USA
住所 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号〒100-0001 霞が関2-2-2				写真 PHOTO
在留資格 RESIDENCE STATUS	留学 STUDY	就労可否 EMPLOYMENT STATUS	就労不可 NOT ALLOWED TO WORK		
有効期限 VALIDITY PERIOD	2027年02月22日 (DATE OF EXPIRATION)				
許可機関 ISSUING AUTHORITY	日本国駐米大使館 (東京入国管理局 在米日本国大使館内) (JANUARY 2024)				
有効期限 VALIDITY PERIOD	2024年11月22日 まで (UNTIL NOVEMBER 22, 2024)				
このカードは 2027年02月22日まで有効です。 (THIS CARD IS VALID UNTIL FEBRUARY 22, 2027.)					

じゅうみんひょう ひつよう だ ばあい めんきよてつづき
住 民 票 など必要なものがない(出さない)場合は、免許手続はできません



詳しくは、^{けんけい}県警のホームページを^み見てください

しずおかけん けいさつ (うんてんめんきょ)054(271)0110

